

一般社団法人 大曲青年会議所運営規定

第1章 目的

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため組織運営に関する事項を規定する。

第2章 役員の仕事

第2条 本会議所の役員は定款に定める事項の他次の仕事を有する。

1 理事長

- (1) 定款第24条に基づき総会を招集する。又定款第15条第2項に基づき所務を総理し、理事会を招集してその議長となる。
- (2) 本会議所の代表として対外的発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (3) 日本青年会議所総会、地区協議会及びブロック協議会の各会員会議所会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使及び意見を述べることができる。

2 直前理事長

直前理事長は理事長経験者として理事長の良き相談相手となり理事会並びに各種会合に出席して意見を述べるができる。

3 副理事長

定款第15条第3項に基づき理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

4 専務理事

- (1) 庶務、文書、慶弔等に関する事項
- (2) 用度及び備品の管理に関する事項
- (3) 事務所の統轄及びその人事給与に関する事項
- (4) 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
- (5) 現金・預金の出納に関する事項
- (6) 会費の徴収及び資金に関する事項
- (7) 会計諸帳簿の記帳整理等会計に関する事項
- (8) 他に属さない所務に関する事項

5 理事

- (1) 理事会に出席し、且つ委員会を主催し、本会議所の目的のため事業を企画し、予算計画を立案して、理事長へ提出する。又、事業終了後はその成果の報告書、議事録等、同様に理事長へ提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義が生じた場合は、理事会の決定に従う。

6 監事

定款第 16 条に基づく。

第 3 章 例会・理事会

- 第3条 例会は原則として毎月 23 日に開催する。但し理事会の決議により変更することができる。
- 2 定例理事会は毎月 4 日に開催する。但し理事長の承認により変更することができる。

第 4 章 委 員 会

- 第4条 本会議所は、その目的達成に必要な事業を調査・研究し、審議を行ない、または実施するために委員会を設置する。
- 2 委員会の構成とその任務を次の通りとする。
- (1) 委員会には、委員長 1 名、副委員長 2 名以内、運営幹事 1 名、委員若干名を置く。
 - (2) 委員長は理事長が、副委員長は理事長もしくは委員長及び委員は委員長が指名し理事会の承認をへて任命する。
 - (3) 委員長は本会議所の理事として委員会を代表しその活動を統括する。
 - (4) 各委員会は毎月 1 回定例委員会を開催し、それぞれの事業計画の立案実施をおこない会議所運動の推進母体となる。但し、事業の実情に応じ臨時委員会を随時開催することがある。

第 5 章 褒 賞

- 第5条 本会議所に於ける褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体、委員会に対して行う。理事会において審議決定し、理事長がこれを褒賞する。

附 則

- 1 本規程に定めるもののほか本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。
- 2 本規程は平成 24 年 12 月 27 日から施行する。

平成 24 年 12 月 27 日制定

平成 27 年 9 月 16 日改定

一般社団法人 大曲青年会議所
役員及び出向者の選任に関する規程

第 1 章 総則

(目 的)

第1条 本規程は本会議所定款第 13 条に基づく役員及び出向者の選任に関する事項を規定する。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 理事長選挙及び理事選挙に関する事項を事務管理するため、選挙管理委員会（以下管理委員会という）を置く。

第3条 管理委員会は委員 3～7 名をもって構成する。

2 理事長は、毎年 5 月理事会までに委員を指名し、理事会の承認を得るものとする。

(選挙権)

第4条 本会議所の 7 月 1 日現在の正会員にして同日までの定例会出席率が 50%以上、かつ当該年度会費を完納した者は選挙権を有する。ただし休会中の会員はこの権利を失う。

第 2 章 選 挙 管 理 委 員 会

(委員長及び役務)

第5条 管理委員会の委員長 1 名は、理事会の指名により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表にして総会及び理事会に出席し、選挙に関する事項につき報告及び意見を述べることができる。

(任 期)

第6条 管理委員会の任期は、理事会において承認した日より 10 月に行われる理事会の終結までとする。

(管理委員会の職務)

第7条 委員の職務は次に掲げるものとする。

- (1) 理事長選挙に関する事項
- (2) 理事の選挙に関する事項

第 3 章 理 事 選 考 委 員 会

(理事選考委員会)

第8条 理事選考委員会は、当該年度理事長並びに理事選考委員で構成する。

第4章 理事長の選任

(理事長選挙の被選挙権)

第9条 正会員中、7月1日現在で入会后満3年を経過した者にして、本会議所の役員経験を有する者は理事長選挙における被選挙権を有する。ただし、前年度及び当該年度6月までに定例会60%以上の出席を満たしていない者はこれを有しない。

2 理事選考委員は理事選考委員選挙を経て、理事会の承認を得なければならない。

(立候補者)

第10条 被選挙権を有するものが理事長候補者となるため、正会員10名の推薦を必要とする。

2 推薦を受けた候補者は、管理委員会が定める書式により7月1日より7月理事会までの間に立候補届を提出しなければならない。ただし、7月理事会当日の提出についてはこれを認めない。

3 管理委員会は7月理事会において立候補者について報告するものとする。

4 管理委員会は、理事会の審査を経た候補者を、正会員に告示しなければならない。

5 但し、立候補者なき場合は、被選挙権を有する正会員の中から理事会が会員の総意を尊重して選考の上、理事長が候補者を7月末日までに推薦する。この場合、前項の規定を準用する。

第5章 理事長選挙の投票及び開票

(投票)

第11条 投票は所定の用紙を用い、無記名投票とする。

(不在者投票)

第12条 やむを得ざる理由により投票日に直接投票できない正会員は、管理委員会の定める方法によって不在者投票をすることができる。

2 投票及び開票は7月末日までに行うものとし、その日時、場所については、管理委員会がこれを指定する。

(立会)

第13条 投票及び開票に際しては、2名以上の立会人を置く。立会人は正会員より管理委員会が指名する。

第6章 理事長当選者の決定

(当選者)

第14条 当選は有効投票数の過半数を必要とする。ただし、候補者は得票が過半数に満たない場合には、上位2名に対して再投票を行い、その多数票を得たものが次年度理事長の当選者となる。

(無競争当選)

第15条 第10条に規定する立候補者が1名の場合は、資格審査の上、投票を行わず当該者を当選者とする。

(当選者の告示)

第16条 理事長当選者が決定したときは、管理委員会は、その旨を告示するものとする。

(予定者承認)

第17条 理事長は総会において、理事長当選者もしくは、第10条第5項により推薦した候補者を報告し、次年度理事長予定者としての承認を得ることとする。

第7章 理事選考委員の選任

(理事被選挙権)

第18条 正会員中、7月1日現在で入会后満1年を経過した者にして、本会議所の役員経験を有する者は理事選考委員選挙における被選挙権を有する。ただし、当該年度6月までに定例会50%以上の出席を満たしていない者はこれを有しない。

(投票)

第19条 投票は所定の用紙を用い、無記名投票とする。

- 2 投票及び開票は8月末日までに行うものとし、その日時、場所については、管理委員会がこれを指定する。

(不在者投票)

第20条 やむを得ざる理由により投票日に直接投票できない正会員は、管理委員会の定める方法によって不在者投票をすることができる。

(立会)

第21条 投票及び開票に際しては、2名以上の立会人を置く。立会人は正会員より管理委員会が指名する。

第8章 理事選考委員当選者の決定

(当選者)

第22条 当選者は、有効投票数の多数票を得た者とする。

(当選者の告示)

第23条 理事選考委員当選者が決定したときは、管理委員会は、その旨を告示するものとする。

第9章 理事・監事及び出向者

(任命)

第24条 次年度理事及び監事は、次年度理事長予定者が理事選考委員会での選考結果を基にこれを指名し、総会の承認を得なければならない。

(任期)

第25条 選任された次年度役員は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結までとし正式に本会議所の役員として就任する。

(出向者)

第26条 日本青年会議所及び地区協議会並びにブロック協議会の出向者は理事長がこれを任命し、理事会が認めた者については、本会議所の役員を兼ねる。

2 出向者は、一出向毎に出欠状況並びに出向報告を、理事長に提出しなければならない。

附 則

- 1 本規程に定めるもののほか本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。
- 2 本規程は平成24年12月27日から施行する。

平成24年12月5日制定

平成27年9月16日改定

一般社団法人 大曲青年会議所

会員資格規程

第 1 章 目 的

(目的)

第1条 本規程は、本会議所の会員資格及び入会希望者の取扱に関する事項を規定する。

第 2 章 正 会 員

(正会員)

第2条 定款第6条第1項(1)による。

- 2 正会員になろうとする者は、毎月月末を締切とし理事会に報告し理事会の承認を得なければならない。

(正会員の義務)

第3条 正会員は、会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加しなければならない。

(入会手続)

第4条 会議所に入会しようとするものは、正会員2名の推薦を受け所定の入会申込書を提出しなければならない。

(推薦者)

第5条 推薦者の資格は次の各号の通りとする。

- (1) 入会后、満1ヶ年以上経過しているもの。

(資格審査)

第6条 理事会は専務理事の報告に基づき審査し、入会の適否を決定する。

(入会者配属)

第7条 入会者の配属については、理事会にて指定する。

第 3 章 会 費 ・ 入 会 金

(会費・入会金)

第8条 定款第8条にいう会費・入会金及び納入時期は、次の通りとする。

- (1) 入会金 正会員 20,000 円
- (2) 会 費 正会員 100,000 円
特別会員 正会員の会費と同額 (終身会費)
賛助会員 10,000 円 (一口)
- (3) 正会員になろうとするものは、以下の月日に応じた年会費を入会金と添えて入会月末日まで納入するものとする。
- | | |
|-------|-----------|
| 1月～3月 | 100,000 円 |
| 4月 | 90,000 円 |
| 5月 | 80,000 円 |
| 6月 | 70,000 円 |
| 7月 | 60,000 円 |
| 8月 | 50,000 円 |
| 9月 | 40,000 円 |
| 10月 | 30,000 円 |
| 11月 | 20,000 円 |
| 12月 | 10,000 円 |
- (4) 会費及び入会金は毎年2月末まで納入しなければならない。
- (5) 会費納入前に退会を申し出ても、その年度の会費は納入しなければならない。
- (6) 特別会員の終身会費は特定積立金に組入れるものとする。
- (7) 入会金の免除については理事会で協議することができる

第4章 失 格

(失格)

- 第9条 定款第11条に定める行為があったとき、理事長の附託により担当委員会が実情を調査し、理事会に報告しなければならない。
- 2 理事会は担当委員会の報告に基づき会員資格の適否を決定する。
 - 3 定款第11条の行為のあったとされるものには定款第11条第2項に基づき理事会の決定の前に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 休 会

(休会)

- 第10条 病気又は海外出張等により、長期に亘り欠席を余儀なくされる場合、休会届を提出し理事会の承認の上、休会することができる。
- 2 休会期間中は本会議所の正会員としての権利を一時停止する。
 - 3 但し、休会中の会費は納入しなければならない。
 - 4 但し、出産、育児休暇の場合は別定めによる。

第6章 特別会員

(特別会員)

第11条 定款第6条第1項(2)の有資格者で特別会員になろうとするものは、原則として終身会費を添えて、所定の申込書を卒業年度末月の理事会に提出し、特別会員となることができる。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第12条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業発展を助成することを望む個人及び法人並びに団体は所定の申込書を理事会に提出し、理事会の決定により賛助会員となることができる。

附 則

- 1 本規程に定めるもののほか本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。
- 2 本規程は平成24年12月27日から施行する。

平成24年12月27日制定

平成27年9月16日改定

一般社団法人 大曲青年会議所庶務規程

第1章 目 的

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易にならしめるため事務局、会計経理、慶弔、旅行等に関する事項を規定する。

第2章 事 務 局

- 第2条 事務局には事務局員を置き、専務理事が事務局の統轄、管理にあたる。
- 2 総会及び理事会の議事録は専務理事がこれを作成し、事務局に備え付けるものとする。
- 3 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。
- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 本会議所の定款並びに諸規程 | 永久保存 |
| (2) 総会及び理事会の議事録 | 永久保存 |
| (3) 本会議所内部の文書綴 | 5年間保存 |
| (4) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴 | 1年間保存 |
| (5) 本会議所会報綴 | 1年間保存 |
| (6) 事務局日誌 | 3年間保存 |
| (7) 受発信簿 | 1年間保存 |
| (8) 前項に属さない文書 | 1年間保存 |
- 4 専務理事は備品台帳を整備し出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会 計 ・ 経 理

- 第3条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。
- (1) 帳簿—総勘定元帳、現金預金出納帳、会費徴収簿
- (2) 正味財産増減予算書、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等
- (3) 伝票—入金伝票、出金伝票、振替伝票
- 2 金銭の出納は専務理事が責任管理し次の証憑を揃えて起案し、期日順に管理するものとする。
- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては受領不能理由を記載した支払証明書
- 3 出納はつとめて銀行等の普通及び当座預金口座によって処理するものとする。
- 4 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行に当っては計画を綿密にたて無駄な費用をはぶき効果的に運用することに努め、単位事業が完了したときは速かに計算書及び関係書類を揃え捺印の上理事長に提出しなければならない。

- 5 専務理事は決算にあたって前払費用、未収金を整理し仮払勘定は原則としてそれぞれ担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明書等書類をととのえなければならない。
- 6 会計帳簿は次の区分に従い、保存するものとする。
 - (1) 決算書類 永久保存
 - (2) その他 10年間保存
- 7 監事は予算執行の状況を監査すると共に、結果を総会に報告しなければならない。これに必要な書類等の提示又は説明を専務理事及び理事会に求めることができる。

第 4 章 慶 弔

- 第4条 正会員の慶弔に対しては次の場合により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。
- (1) 会員の結婚
 - (2) 会員の死亡
 - (3) 会員の長期に亘る傷病
 - (4) 会員の出産祝
 - (5) 会員夫人の死亡
 - (6) 会員の両親及び子女の死亡
 - (7) 以上の他必要と認めたときは理事会の協議によりこれを決定する。

附 則

本規程に定めるもののほか本会議所運営に関する必要な事項は理事会に於いて決定する。

平成 24 年 12 月 5 日制定

一般社団法人 大曲青年会議所

基金管理規程並びに特定積立金管理及び使用規程

- 第1条 この規程は、一般社団法人大曲青年会議所定款に基づき、本会議所基金管理並びに特定積立金管理及び使用に関する事項を規定するものとする。
- 第2条 本会議所は、恒久的運営を図るために、財政的基礎を確立することを目的とし、基金を積立てる。
- 2 本会議所は、特定の用途を目的とし、特定積立金を積立てる。
 - 3 基金並びに特定積立金は、特別会員の終身会費その他の収入金をもって積立てる。
 - 4 基金並びに特定積立金に属する現金は、金融機関への預金等最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 第3条 本会議所の基金の名称は、一般社団法人大曲青年会議所基金とする。
- 2 本会議所の特定積立金の名称並びに目的は、別表に定める。
- 第4条 基金並びに特定積立金は理事長が管理する。
- 2 基金並びに特定積立金の管理を補佐し、一般社団法人大曲青年会議所の財務の中・長期的政策を研究するため、財務運営会議を設置する。
 - 3 前項の会議は、会員資格を有する歴代理事長、歴代専務理事、歴代監事、並びに理事長、副理事長、専務理事、監事、及び理事長が必要と認める者をもって構成する。
 - 4 前項の会議の職務は次の各号とする。
 - (1) 基金並びに特定積立金管理補佐
 - (2) 中期財務計画の策定（基金並びに特定積立金の積立目標額、積立計画を含む）
 - (3) 財務政策の答申並びに上申
- 第5条 財務運営会議は、理事長が議長となり年1回開催し、議長が必要と認めた時は臨時財務運営会議を招集する。
- 第6条 理事長は、基金の管理状況並びに特定積立金の管理及び使用状況を報告し、理事会の議決をへて総会の承認を得なければならない。
- 2 理事長は、中期財務計画を報告し、理事会の議決をへて総会の承認を得なければならない。
 - 3 翌年度の予算編成にあたっては、中期財務計画を尊重しなければならない。
- 第7条 基金の使用については、事前に理事会の議決をへて総会の承認を得なければならない。
- 2 理事会は基金の使用を議決するにあたっては、事前に財務運営会議の意見を聞かなければな

らない。

3 特定積立金の使用については、事前に理事会の議決を得なければならない。

4 別表を改訂し、新たな特定積立金を設定或いは既にある特定積立金を廃止しようとするときは、事前に財務運営会議の意見を聞かなければならない。

第8条 基金並びに特定積立金として積み立てる金額は、財務運営会議において中期財務計画に基づき算定し、理事会の議決をへて総会の承認を得なければならない。

第9条 本規程に定めるもののほか、本会議所基金並びに特定積立金運営に関する事項は理事会に於いて決定する。

附 則

1 本規程に定めるもののほか本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。

2 本規程は平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

平成 24 年 12 月 5 日制定

別 表

1	名 称	器材関係積立金
	目 的	器材の取得・修理・更新
	設 定	平成 24 年 12 月 5 日
	備 考	対象とする器材 複写機・ファクシミリ・暖房機・冷房機・コンピューター（本体・付帯機器・ソフト）・ 簡易印刷機・ビデオカメラ
	目標額	1,000,000 円 積立初年度を 2012 年度とし、100,000 円を 5 ヶ年積み立てる
2	名 称	国際交流積立金
	目 的	中和国際青年商會を初めとする国際交流事業に対応するため
	設 定	平成 24 年 12 月 5 日
	備 考	国際交流事業において当初の予算で計上できない経費の支出を伴う場合、支出することが出来るものとする
	目標額	1,000,000 円 積立初年度を 2012 年度とし、100,000 円を 5 ヶ年積み立てる。

一般社団法人大曲青年会議所会議室利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人大曲青年会議所の活動を円滑ならしめるために設置した(所在大仙市)会議室(JCルーム)の運営・利用・管理およびその他必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第2条 掌握事務は次のとおりとする。

- 1 会議室の使用許可に関すること。
- 2 会議室設備の管理に関すること。
- 3 その他管理運営に関すること。

(管理責任者)

第3条 会議室の掌握事務は専務理事が統轄する。

(使用時間)

第4条 会議室の使用時間については、別段これを規制しない。但し近隣住民に対する配慮等により使用許可時にこれを規制する場合がある。

(使用の許可)

第5条 会議室を使用しようとする会員は、利用日の3日前までに所定の利用申込用紙に記載の上事務局あてに提出し、管理責任者の許可を得ることを要する。

(遵守事項)

第6条 会議室の使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 会議室の設備・器具等の使用については損傷等を生じないように注意して使用すること。
- 2 火災・その他の災害防止に万全を期すること。
- 3 危険物および危険のおそれのあるものを持ち込まないこと。
- 4 会議室内で飲酒をしないこと。
- 5 会議室を使用した後は整理整頓し、会議室の鍵は事務局に返却をする

附 則

- 1 この規程に定めるもののほか、会議室の管理運営について必要な事項は、理事会において決定する。
- 2 本規程は平成24年12月5日から施行する。

平成24年12月5日制定